

吸収分割に関する事前開示事項の変更
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2025 年 6 月 30 日

東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長 森田 隆之

当社は、NECネクサソリューションズ株式会社（本店所在地：東京都港区芝三丁目 2 3 番 1 号。以下「本承継会社」といいます。）との間で 2025 年 4 月 22 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、本吸収分割契約に定める当社の権利義務を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項を記載した 2025 年 5 月 9 日付「吸収分割に係る事前開示事項」（以下「当初開示書面」といいます。）を備置しております。

また、本承継会社において、2025 年 5 月 30 日付で、2025 年 3 月期に係る会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類につき同法第 436 条第 3 項に規定する取締役会の承認を受け、新たな最終事業年度が存することとなったため、当初開示書面のうち、「4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）」の「(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」を変更する旨を記載した 2025 年 6 月 6 日付「吸収分割に係る事前開示事項の変更」（以下「当初開示書面の変更書面」といいます。）を備置しております。

この度、当社及び本承継会社において、2025 年 6 月 30 日付で、本吸収分割契約の変更覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結することとなったため、当初開示書面のうち、「1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）」を以下のとおり変更いたします。

なお、その他の事項については、当初開示書面及び当初開示書面の変更書面で既に開示した内容から変更はありません。

変更後の内容

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

2025 年 4 月 22 日付で締結した本吸収分割契約の内容は別紙 1-1 のとおりです。その後、当社及び本承継会社は、2025 年 6 月 30 日付で、別紙 1-2 のとおり本変更覚書を締結しております。

以 上

別紙 1-1 本吸収分割契約

(次頁以降に添付)



吸収分割契約書

日本電気株式会社（以下「甲」という。）及び NEC ネクサソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲が承継対象事業（第 1 条において定義される。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が営むSME事業（中堅中小企業向け事業及び中小自治体における職員向け業務支援、住民向けサービスを提供する事業をいい、以下「承継対象事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：日本電気株式会社

住所：東京都港区芝五丁目 7 番 1 号

（乙）吸収分割承継会社

商号：NEC ネクサソリューションズ株式会社

住所：東京都港区芝三丁目 23 番 1 号

第 3 条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務の承継につき、裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関又は自主規制機関の許認可その他の承認等を要するものについては、本効力発生日（第 6 条において定義される。以下同じ。）までに当該許認可その他の承認等が得られることを条件として承継する。また、承継対象権利義務のうち、本吸収分割の効力による権利義務の移転が生じないものがある場合、甲及び乙は、当該権利義務の移転のために必要な手続を別途行い、当該手続の完了をもって当該権利義務を移転する。
2. 承継対象権利義務のうち債務については、本効力発生日において、乙が免責的債務引受の方法によりこれを引き受ける。疑義を避けるために付言すると、上記以外の一切の債務（不法行為債務及び潜在債務その他の偶発債務又は簿外債務を含むが、これらに限られない。）は、承継対象事業に関連するか否かにかかわらず、乙に一切承継されない。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する株式及び金員等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等の対価を交付しない。

第 5 条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 7 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第 7 条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、承継対象事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第8条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者がそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2025年4月22日

甲： 東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長兼CEO 森田 隆之



乙： 東京都港区芝三丁目23番1号
NEC ネクサソリューションズ株式会社
代表取締役執行役員社長 木下 孝彦



別紙 承継対象権利義務明細表

NEC ネクサソリューションズ株式会社(乙)は、日本電気株式会社(甲)から、本効力発生日において、承継対象事業に関する、本効力発生日の前日の終了時(以下「基準時」という。)における以下の権利義務(資産、負債及び契約上の地位を含む。)を承継する。但し、甲及び乙は、本契約の締結日以降基準時までの間に、以下の権利義務のうち承継対象事業のみに関連するものとして乙に承継すべき権利義務が存在することが判明した場合には、当該事項の取扱いについて誠実に協議する。

なお、承継対象資産及び負債については、甲の2025年3月31日付貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、基準時までの増減を加味して確定する。また、下記に記載の金額はいずれも、当該貸借対照表による。

1. 資産

基準時時点で甲が所有する以下の資産。但し、下記(6)記載の資産は承継される資産に含まれない。

(1) 有形固定資産

- (a) 承継対象事業に関連する工具器具備品

(2) 無形固定資産

- (a) 承継対象事業に関連するソフトウェア
- (b) 承継対象事業に主として関連する商標権

(3) 投資その他の資産

- (a) 承継対象事業に関連する前払費用
- (b) 承継対象事業に関連する長期前払費用
- (c) 承継対象事業又は自治体 DX (インダストリアル DX 統括部が主として管掌する事業領域に限る。)に関連する甲のサービス又は製品(以下「製品等」という。)及び当該製品等に関する著作権その他の一切の資産

(4) 下記3に定める雇用契約に関して甲が所有する資産(下記3但書の規定により承継対象となった場合に限る。)

(5) 下記4に定める契約(但し、下記4【公共領域】(2)に定める契約を除く。)に関して甲が所有する資産

(6) 除外される資産 上記にかかわらず、以下に掲げる資産については承継される資産に含まれないものとする。

- (a) 承継対象事業に関連する特許権
- (b) 甲のインダストリアル DX 統括部が主管する製品等である「EXPLANNER」(以下、単に「EXPLANNER」という。)に係る商標権(以下に列挙する商標権を含むが、これらに限られない。)
 - ・ EXPLANNER/Ax
 - ・ EXPLANNER/J
- (c) 甲のインダストリアル DX 統括部が主管する承継対象事業に関連する製品等のうち、2025年4月末日時点で甲が新規の提供又は販売(以下「販売等」という。)の停止を公表している製品等及び当該製品等に関する著作権その他の一切の資産

2. 債務

基準時時点で甲が負担する以下の債務。但し、下記(4)記載の債務は承継される債務に含まれない。

(1) 承継対象事業に関連する引当金

- (2) 下記 3 に定める雇用契約に関して甲が負担する債務（下記 3 但書の規定により承継対象となった場合に限る。）
- (3) 下記 4 に定める契約に関して甲が負担する債務
- (4) 除外される債務 上記にかかわらず、上記(1)乃至(3)以外の一切の債務については、承継対象事業に関連するか否かにかかわらず、乙に一切承継されない。

3. 雇用契約

本吸収分割においては、甲の従業員との間の一切の雇用契約及びこれに付随する権利義務、並びにかかる従業員の退職給付に係る資産及び債務は、一切承継されない。但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 103 号。その後の改正も含む。）第 4 条第 1 項に基づき甲に異議を申し出ることができる従業員が異議申出を行った場合、当該従業員との間の一切の雇用契約及びこれに付随する権利義務、並びにかかる従業員の退職給付に係る資産及び債務は本吸収分割により承継される。

4. 契約（雇用契約を除く。）

甲が基準時時点において締結している下記の契約における契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。

【民需領域】

- (1) 承継対象事業に関連する甲の製品等の販売等に係る契約であり、当該契約に基づき販売等される製品等の対価が一定期間の経過毎に支払われる旨が定められている契約（但し、下記(a)乃至(f)の類型に該当する契約を除く。）
 - (a) 甲から販売等を受ける製品等について甲の顧客による再販売等が当該製品等の仕入元により禁止されている場合における当該製品等の販売等に係る契約
 - (b) 基準時時点までに甲が顧客に対して製品等の販売等に係る代金を全て請求済みであって、基準時以降、甲の当該顧客に対する製品等の販売等に係る新たな代金債権の発生が予定されない契約
 - (c) 基準時時点までに甲が顧客に対して製品等の販売等に係る代金（但し、基準時以降の期間における製品等の販売等に係る代金に限る。）を請求した実績があり、かつ、基準時以降も甲の当該顧客に対する製品等の販売等の継続が予定されている契約（継続期間を問わない。）
 - (d) 日本国外の企業との契約
 - (e) NEC ネットエスアイ株式会社又は乙との契約
 - (f) 2025 年 4 月末日時点で甲が新規の販売等の停止を公表している製品等の販売等に係る契約
- (2) 承継対象事業に関連して、EXPLANNER について、甲が定めるパートナー制度に基づき締結した契約
- (3) 承継対象事業に関連して、甲のインダストリアル DX 統括部が資材基本契約に基づき仕入元と締結した個別契約（疑義を避けるために付言すると、資材基本契約は承継対象に含まれない。）
- (4) 甲のインダストリアル DX 統括部が主管する承継対象事業に関連する製品等の販売等に係る契約（但し、2025 年 4 月末日時点で甲が新規の販売等の停止を公表している製品等の販売等に係る契約を除く。）

【公共領域】

- (1) 承継対象事業又は自治体 DX に関連する甲の製品等（但し、公共領域に関する製品等に限る。）の販売等に係る販売店との契約（但し、当該契約に基づき販売される製品等の全部又は一部について、基準時時点で販売店による検収が完了していない契約に限る。）
- (2) 承継対象事業と自治体 DX のいずれにも関連しない甲の製品等（但し、公共領域に関する製品等に限る。）の販売等に係る販売店との契約のうち、その契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務が甲から乙に承継された場合に当該製品等の販売等に係る商流が、甲から販売店への直接の商流から、甲から乙を経て販売店へ至る商流に変更されるこ

ととなる契約（但し、当該契約に基づき販売される製品等の全部又は一部について、基準
時時点で販売店による検収が完了していない契約に限る。）

以上



別紙 1-2 本変更覚書

(次頁以降に添付)



変更覚書

日本電気株式会社（以下「甲」という。）及び NEC ネクサソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、2025 年 4 月 22 日付で甲乙間で締結した「吸収分割契約書」（以下「原契約」という。）について、以下のとおり合意する。なお、本覚書にて用いられる用語の意味は、本覚書中で特段の定めのない限り、原契約に定める用語と同一の意味を有するものとする。

第 1 条 原契約別紙 承継対象権利義務明細表 1.資産(5)を以下に置き換える。

(5) 下記 4 に定める契約（但し、下記 4【公共領域】(2)に定める契約を除く。）に関して甲が所有する上記(1)乃至(3)の資産

第 2 条 原契約別紙 承継対象権利義務明細表 4.柱書を以下に置き換える。

甲が基準時時点において締結している下記の契約における契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務（但し、甲が基準時時点までに履行した当該契約上の義務の対価として甲が取得する金銭債権及び当該契約の相手方が基準時時点までに履行した当該契約上の義務の対価として甲が負担する金銭債務を除く。）。

第 3 条 原契約別紙 承継対象権利義務明細表 4.【民需領域】(4)を以下に置き換える。

(4) 甲のインダストリアル DX 統括部が主管する承継対象事業に関連する製品等の販売等に係る契約（但し、2025 年 4 月末日時点で甲が新規の販売等の停止を公表している製品等の販売等に係る契約及び甲から販売等を受ける製品等について甲の顧客による再販売等が当該製品等の仕入元により禁止されている場合における当該製品等の販売等に係る契約を除く。）

第 4 条 本覚書は 2025 年 6 月 30 日をもって有効となるものとし、本覚書で明示的に定めるものを除き、原契約には何らの変更もないものとする。

(以下余白)

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2025年6月30日

甲： 東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

取締役代表執行役社長兼CEO 森田 隆之



乙： 東京都港区芝三丁目23番1号

NEC ネクサソリューションズ株式会社

代表取締役執行役員社長 木下 孝彦

